

# 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正の概要

## 1 改正の概要

### (1) 県条例の適用除外規定

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成15年愛知県条例第2号。以下「県条例」という。）第27条で、この条例の規定と同等以上の効果を期待できる条例を市町村が制定した場合は、規則で定める（規則第29条）ところにより当該県条例の規定についてはその市町村の区域には適用しないとしている。

### (2) 適用除外項目

新たに制定された、「犬山市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成27年犬山市条例第43号。以下「犬山市条例」という。）及び「愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例（平成27年愛西市条例第39号。以下「愛西市条例」という。）については、県条例第9条の説明会の開催に係る規定について、一般廃棄物処理施設に係る規定を除き県条例と同等以上の効果を期待することができるものと認められるので、県条例第9条の規定のうち当該部分を適用除外とする。

## 2 改正の内容

（規則第29条の改正）

犬山市条例及び愛西市条例の施行により、犬山市及び愛西市の区域について、一般廃棄物処理施設に係る部分を除き県条例第9条の説明会の開催に係る規定を適用除外とする規定に改める。

## 3 施行期日

公布の日（愛西市条例に関する規定については、平成28年4月1日）

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

旧

(適用除外に係る市町村の条例等)

(適用除外に係る市町村の条例等)

第二十九条 条例第二十七条の規則で定める条例は、次の表の上欄に掲げ

第二十九条 同上

るとおりとし、これらの条例の規定に相当するものとして同条の規定に  
基づき規則で定める条例の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり  
とする。

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例(平成  
十五年名古屋市条例第六十八号)の項から豊田市産業廃棄物の適正  
な処理の促進等に関する条例(平成十八年豊田市条例第五号)の項  
まで 略

同上

大山市産業廃棄物等関連施設の設置に  
係る紛争の予防及び調整に関する条例  
(平成二十七年大山市条例第四十三号)

第九条(産業廃棄物処理施設  
の設置等の許可を受けようと  
する者に係る部分に限る。)

新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関す  
る条例(平成二十五年新城市条例第五十三号)の項 略

同上

愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に  
係る紛争の予防に関する条例(平成二十  
七年愛西市条例第三十九号)

第九条(産業廃棄物処理施設  
の設置等の許可を受けようと  
する者に係る部分に限る。)

東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等に関する  
条例(平成二十一年東浦町条例第十二号)の項以下 略

同上

同上				
----	--	--	--	--